

台風時等における生徒の登下校ならびに授業について（連絡）

三重県立石薬師高等学校

- 1 始業前に「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されている場合は、生徒の安全確保のために次のとおりとする。
 - (1) 始業前に、三重県**北部地方**に「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されている場合は、生徒は自宅待機とする。
※「北部」：桑名市、四日市市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市
川越町、朝日町、木曾岬町、東員町
 - (2) 午前7:00までに三重県**北部地方**の「暴風警報」及び「暴風雪警報」が解除された場合は、通常の日課とするので、安全を確認したうえで登校する。
 - (3) **午前7:00～11:00**までに三重県**北部地方**の「暴風警報」及び「暴風雪警報」が解除された場合は、解除2時間後から授業を開始するので、安全を確認し登校する。
 - (4) **午前11:00を過ぎても**三重県北部の「暴風警報」又は「暴風雪警報」が解除されない場合は、その日の授業は中止する。（登校しなくてよい）
 - (5) 北部以外に居住する生徒については、三重県北部地方に「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されていなかったとしても、**自分の居住する地域**に「暴風警報」又は「暴風雪警報」のいずれかが発表されている場合は自宅待機とする。
 - (6) 「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されていない場合や、午前11時まで解除された場合でも、道路の浸水、橋梁の決壊、交通機関のまひなどにより、**安全に登校できない場合や、登校が困難な場合**には、自宅待機とする。
なお、この場合には学校に連絡すること。
 - (7) 登校途中に「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されていることを知った場合は、直ちに安全を確保しながら帰宅し、自宅待機とする。
（帰宅が困難又は危険である場合は、家庭や学校と連絡を取り合うこと）
 - (8) 学校にいるときに「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合は、学校の指示に従い行動する。
 - (9) 「暴風警報」又は「暴風雪警報」の地域的差異、学校のおかれている諸条件からみて上記の(1)～(8)が学校運営上適当でない場合は学校長の判断により、その都度適切な措置を講じ、すぐ一報等で連絡する。

2 特別警報及び危険警報が発表された場合は以下のとおりとする。

(1) 次のものについては、上記 1 (1) ~ (8) のとおり対応するものとする。

- * レベル5大雨特別警報
- * 暴風特別警報
- * 暴風雪特別警報
- * 大雪特別警報
- * レベル4大雨危険警報

(2) 次のものについては、上記 1 (9) のとおり対応するものとする。

- * レベル5河川氾濫特別警報
- * レベル5土砂災害特別警報
- * レベル5高潮特別警報
- * 波浪特別警報
- * レベル4河川氾濫危険警報
- * レベル4土砂災害危険警報
- * レベル4高潮危険警報

3 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては、上記 1 (1) ~ (9) に準じて適切な措置を講ずるものとする。

— 学校からのお願い —

- 「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」による自宅待機や、警報解除に伴う登校については「すぐーる」でお知らせします。
- 上記1 (1) ~ (9)、2 (1) ~ (2)を確認し、その内容に従ってください。